

○山梨県警察が保有する個人情報の簡易な手続による提供に関する事務取扱要領の
制定について

〔 令和 5 年 4 月 2 4 日 〕
〔 例規甲（務企）第 1 2 号 〕

山梨県警察が保有する個人情報の簡易な手続による提供に関する事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、山梨県警察が保有する個人情報に関する山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年山梨県条例第 1 8 9 号。以下「条例」という。）第 1 9 条の規定による簡易な手続による保有個人情報の提供（以下「簡易提供」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象とする保有個人情報の範囲及び内容

1 簡易提供の対象とする保有個人情報は、次に掲げる要件を満たす保有個人情報の中から、当該保有個人情報を取り扱う事務を主管する所属（以下「主管課」という。）の長（以下「主管課長」という。）が定めるものとする。

- (1) 提供に対する需要が多いもの
- (2) 提供について即時性が要求されるもの
- (3) 情報の内容が定型的で、あらかじめ提供に関する判断を一律に行っておくことができるもの
- (4) 実務上、即時に提供が可能なもの

2 簡易提供の対象とする保有個人情報が試験等の結果である場合には、主管課長は、試験等の性質、内容、提供に対する需要、提供した場合の影響等を勘案し、別表に定める簡易提供による試験等結果の提供範囲の選定基準を参考に、簡易提供の対象とする保有個人情報を定めるものとする。

第 3 簡易提供の期間及び場所

1 簡易提供を実施する期間は、原則として、提供を開始する日から 1 か月間とし、主管課長が対象個人数等を勘案して定めるものとする。

なお、試験等にあつては、提供を開始する日は、合否の発表の日とする。ただし、特別の理由がある場合には、合否の発表の日以後の日とすることができるものとする。

2 簡易提供を実施する場所は、原則として、当該簡易提供に係る保有個人情報を保有する所属（以下「提供所属」という。）とする。ただし、提供所属の長は、特別の理由がある場合は、簡易提供の場所を変更することができるものとする。

第 4 警務課長への協議

主管課長は、簡易提供を実施する保有個人情報を定め、変更し、又は廃止しようと

するときは、あらかじめ警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議するものとする。

第5 簡易提供を実施する旨の公表等

- 1 主管課長は、簡易提供を実施する保有個人情報を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、簡易提供実施（変更・廃止）通知書（第1号様式）により簡易提供を開始する1か月前までに警務課長に通知するものとする。
- 2 警務課長は、1により通知を受けた保有個人情報について条例第19条第2項の規定に基づく告示の手続をとるものとする。

第6 簡易提供の申出の受付等

- 1 簡易提供の申出は、本人に限るものとする。
- 2 簡易提供の申出は、本人が申出年月日及び申出者の氏名を記載した書面（参考様式）の提出により行うものとする。この場合、提供所属の長は申出者が記載する書面を様式としてあらかじめ作成しておくことができる。
- 3 本人であることの確認は、原則として、受験票、可否通知書等の提示により行うものとする。これにより難しい場合は、運転免許証、旅券、官公署の発行する写真付証明書その他本人であることを確実に確認することができる書類等の提示により、本人であることの確認を行うものとする。

第7 簡易提供の実施方法等

- 1 簡易提供の申出の書面が提出され、かつ、本人であることが確認できたときは、直ちに対象となる保有個人情報の提供を行うものとする。
- 2 提供の方法は、閲覧によってのみ行うものとする。
- 3 1による提供を行う場合は、本人以外の保有個人情報が記載されている部分を紙等で覆うなどして、本人以外の保有個人情報を閲覧させることがないようにするものとする。
- 4 簡易提供を行った場合は、提供の実績を簡易提供処理表（第2号様式）により記録するものとする。

第8 周知の措置

主管課長及び提供所属の長は、簡易提供制度を利用することができることにつき、受験者等への周知に努めるものとする。

第9 実施状況の報告

提供所属の長は、実施年度の簡易提供に係る個人情報取扱事務の名称、実施期間及び件数を、翌年度の4月10日までに、簡易提供実施状況報告（第3号様式）により警務課長を経由して警務部長に報告するものとする。ただし、当該提供所属が警察署の場合は、主管課にも写しを送付するものとする。

第10 その他

その他必要な事項は、主管課長と警務課長が協議して定めるものとする。

別表

簡易提供による試験等結果の提供範囲の選定基準

1 資格試験の結果	得点により合否が判定されるものについては、原則として得点（科目別に得点を記録している場合には、科目別得点を含む。）を提供するものとする。ただし、実技試験、論文試験等で得点以外の評価が行われる試験については、その部分に関しては、それぞれの試験の性質、内容、提供した場合の影響等個別の事情に基づき判断するものとする。
2 採用試験の結果	順位又は得点により合否が判定されるものについては、原則として順位又は得点を提供するものとする。ただし、順位又は得点以外の判定要素を含む場合には、その部分に関しては、それぞれの試験等の性質、内容、提供した場合の影響等個別の事情に基づき判断するものとする。
3 その他の試験等の結果	上記の原則に準じて、それぞれの試験等の性質、内容、提供した場合の影響等個別の事情に基づき判断するものとする。

第1号様式

警務部警務課長 殿

第 号

年 月 日

主 管 課 長

保 存 期 間 5 年

簡易提供実施（変更・廃止）通知書

次のとおり簡易提供の対象とする保有個人情報を定めた（変更した・廃止した）ので、山梨県警察が保有する個人情報の簡易な手続による提供に関する事務取扱要領第5の規定により通知します。

対象となる個人情報 取扱事務の名称 (試験又は選考の名称等)	
対 象 と な る 個人情報取扱事務の 記 録 項 目	
提 供 期 間	年 月 日から 年 月 日までの間
提 供 場 所	
本人確認のための書類	
備 考	

本件担当：

(警電)

第3号様式

警務部長 殿

第 号
年 月 日
所 属 長

保 存 期 間 5 年

年度簡易提供実施状況報告書

実施月	個人情報取扱事務の名称 (試験又は選考の名称等)	簡易提供の実施期間	件数

備考 翌年度の4月10日までに報告すること。

本件担当 :
(警電)

参考様式

簡易提供申出書

個人情報取扱事務の名称 (試験又は選考の名称等)	
申出年月日	申出者氏名

※太枠部分を記載してください。